

国立大学法人岩手大学職員退職手当規則

平成16年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 1 月 3 0 日 最終改正

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2の規定及び国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第59条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し、当分の間は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。）、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）及び関係法令等（以下「退職手当法等」という。）に準じて取り扱うこととする。

(適用範囲)

- 第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が勤続6月未満で退職した場合（就業規則第21条第4号及び第27条第2号に規定する場合を除く。）には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

- 第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。

ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

- 2 この規則の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2章 退職手当

(退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（次条から第6条まで、第8条、第8条の2、第21条及び第23条において「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

- 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第12条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第27条第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 就業規則第21条第2号の規定により退職した者

- 二 雇用契約期間を終えて退職した者
- 三 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。次条第2項及び第8条の2第1項において同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

- 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 一 25年以上勤続し、就業規則第21条第2号の規定により退職した者
 - 二 就業規則第27条第4号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
 - 三 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
 - 四 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 五 25年以上勤続し、雇用契約期間を終えて退職した者
 - 六 25年以上勤続し、第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

- 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額を改定する規則等が定められた場合において、当該規則等による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規

定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第3条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 第1号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、次の各号に掲げる期間（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は国等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されることとなる法人をいう。以下同じ。）の職員又は役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は国等の職員若しくは役員となったときは、当該退職の日を除く。）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 国等の職員又は役員として引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日から退職手当法等に定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職手当法等に定める年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読みかえる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるそ

		の者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2 第1項第2号ロ	第1号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第7条 当分の間、退職手当の基本額は、第3条から前条まで及び令和5年10月17日改正の附則第2項から第6項までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに第7条」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第4条から前条までの規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本条本文の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 退職した者について、第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第5条の2第1項の規定に該当する者について、同条の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同条第1項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 47.709以上 特定減額前俸給月額に47.709を乗じて得た額

二 47.709未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第6条の規定に該当する者に対する前2項の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読みかえる 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第1項	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第2項	第5条の2	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2
	同条の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2の
	同条第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
第2項第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で退職手当法等に定める割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第16条第1項第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）から第3号まで、第5号、第7号から第8号までの規定による休職、就業規則第45条第2項第3号の規定による停職、国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」と

いう。)による育児休業及び育児短時間勤務、国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則(以下「介護休業等規則」という。)による介護休業並びに国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則(以下「自己啓発等休業規則」という。)による自己啓発等休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)のうち国家公務員退職手当法施行令第6条第3項に定めるもの及び国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則(以下「配偶者転勤等同伴休業規則」という。)による配偶者転勤等同伴休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月を除く。)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号の期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職位の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し別表のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者(第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

五 次のいずれかに該当する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8.3に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として退職手当法等で定める者

ロ その者の基礎在職期間に特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)第1条各号(第73号及び第74号を除く。)に掲げる特別職の職員としての在職期間以外の期間が含まれない者その他これに類する者として退職手当法等で定める者

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、退職手当法等を準用する。

(退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条第1項の規定に該当する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の基本給月額とは、国立大学法人岩手大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

- 3 前2項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 一 就業規則第16条第1項第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）から3号まで、第5号及び第8号の規定による休職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）

- 二 就業規則第16条第1項第7号の規定による休職については、その全期間

- 三 就業規則第45条第2項第3号の規定による停職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間

- 四 育児休業等規則により育児休業をした期間については、その月数の2分の1（育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については3分の1）に相当する期間とし、育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する期間

- 五 介護休業等規則により介護休業をした期間については、その月数の2分の1に相当する期間

- 六 自己啓発等休業規則により自己啓発等休業をした期間については、その全期間（自己啓発等休業規則第2条第3項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第1項又は第2項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められること等に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する期間）

- 七 配偶者転勤等同伴休業規則により配偶者転勤等同伴休業をした期間については、その全期間

- 4 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国等の職員が人事交流その他の事由によって引き続いて職員となった場合におけるその者の国等の職員として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国等の職員として引き続いた在職期間の計算については、前3項の規定を準用する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 第2条第1項第1号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。
- 7 第5項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等の機関から復帰した職員の在職期間の計算）

- 第10条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

- 第11条 職員のうち、引き続いて岩手大学の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 役員が引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前2項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用するほか、学長が別に定める。

（役員の在職期間を有する職員の退職手当の額の特例）

- 第12条 引き続いた役員の期間を有する職員の退職手当の額は、第3条から第8条の規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

- 第12条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第6条の退職手当法等に定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は事業場の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業場に属する職員を対象として行う募集
- 2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - 一 雇用契約期間を定めて雇用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 就業規則第45条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分で別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 学長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後就業規則第45条の規定による懲戒処分（第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

四 就業規則第45条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第3項第4号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

第3章 退職手当の支給制限等

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 就業規則第45条第2項第5号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職をした者

二 就業規則第26条の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮

捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- 二 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った学長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、学長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する

別に定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 国立大学法人岩手大学職員懲戒規則（以下「懲戒規則」という。）第5条及び第6条の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

- 第16条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 懲戒規則第5条及び第6条の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

- 第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、

その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 懲戒規則第5条及び第6条の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第4項又は前条第3項において準用する懲戒規則第5条の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第4項までに規定する場合を除く。)は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から次項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給

者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第13条第2項及び第16条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 懲戒規則第5条及び第6条の規定は、前項において準用する第16条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(岩手大学懲戒審査委員会への諮問)

- 第19条 学長は、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、岩手大学懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。
- 2 委員会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第4章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第20条 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 職員が、引き続いて国等の職員となり、国等の機関に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等の機関の退職手当に関する規定によりその者の当該国等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が第10条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 職員が第11条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて役員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

(国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則の適用を受けていた期間を有する者の特例)

第21条 勤続期間の全期間について国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則（他の国立大学法人等において年俸制に相当する規定を適用されていた者が本学に採用され、引き続き年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員となった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制に相当する規則を含む。以下「年俸制適用職員給与規則」という。）の適用を受けていた職員が退職した場合は、この規則による退職手当は支給しない。

2 年俸制適用職員給与規則の適用を受けている職員で同規則の適用を受けることとなった日（以下「切替日」という。）の前日に給与規則の適用を受けていた者が退職した場合は、切替日の前日にその者の都合により退職したものとみなして、退職時の第3条から第8条の3までの規定及び退職時の給与規則に規定する俸給により算定した退職手当の額を支給する。

3 年俸制適用職員が、引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制に相当する規則により退職手当に相当する給与を支給されることとなるときは、前項に規定する退職手当は支給しない。

4 平成31年4月1日以降に採用され、国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則の適用を受けることとなった職員（採用日の前日に他の国立大学法人等において、年俸制導入促進費による退職手当に相当する給与を支給されていた者で、引き続き年俸制導入促進費が措置されることとなる者を除く。）については、前3項の規定は適用しない。

5 前項の適用を受ける者が退職した場合における退職日俸給月額額の算定については、採用の際に給与規則に定める教育職俸給表（一）が適用される者であったものとして、初任給、昇格、昇給等の規定に基づき計算するものとする。

（年俸制導入促進費が措置された期間に係る在職期間の取扱い）

第22条 前条の規定にかかわらず年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員（以下「旧年俸制適用職員」という。）のうち、年俸制導入促進費が措置された期間については、第8条の2に規定する退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間及び第9条に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間については在職期間から除算するものとする。ただし、第6条に規定する定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の勤続期間20年以上の適用にあたっては、通算するものとする。

（国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員に対する在職期間の取扱い）

第23条 令和2年4月1日以降に給与規則に定める教育職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下「月給制適用職員」という。）から国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則（以下「令和2年型年俸制適用職員給与規則」という。）の適用を受ける職員へ異動した職員、第21条第4項の規定により平成31年4月1日以降に旧年俸制適用職員（年俸制導入促進費が措置されない者に限る。）として採用され、令和2年4月1日以降に令和2年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける

職員へ異動した職員又は令和２年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員として採用された職員の第９条の規定による勤続期間の計算は、月給制適用職員となった日、旧年俸制適用職員（年俸制導入促進費が措置されない者に限る。）となった日又は令和２年型年俸制適用職員となった日の属する月から異動後又は採用後に当該職員を退職した日の属する月までの月数による。

- ２ 前項の適用を受ける者が退職した場合における退職日俸給月額算定については、月給制適用職員から令和２年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員へ異動した職員にあっては異動した際、旧年俸制適用職員（年俸制導入促進費が措置されない者に限る。）から令和２年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員へ異動した職員にあっては旧年俸制適用職員に採用された際、令和２年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員として採用された職員にあっては採用された際に給与規則に定める教育職俸給表（一）が適用される者であったものとして、初任給、昇格、昇給等の規定に基づき計算するものとする。

附 則
（施行期日）

- １ この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
（在職期間の通算）
- ２ 国立大学法人法附則第４条の規定により、この規則の施行日において、岩手大学の職員となったもののこの規則第９条の適用については、その者の国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を岩手大学の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。
（経過措置）
- ３ 平成１６年９月３０日までに退職した職員に対する第７条及び第８条の規定の適用については、第７条中「１００分の１０４」とあるのは「１００分の１０７」と、第８条中「５９．２８」とあるのは「６０．９９」とそれぞれ読み替えて適用する。
- ４ 退職手当法等に改正があった場合には、当該改正に準じてこの規則も改正することとし、当該改正時期についても準ずるものとする。

附 則
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、平成１８年１２月５日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、平成２１年６月２９日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
(退職手当に関する経過措置)
- 2 第7条の規定の適用については、第7条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第8条の規定の適用については、第8条中「49.59」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「55.86」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「52.44」とする。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第8条の2の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月17日から施行する。
(退職手当の基本額に係る特例)
- 2 当分の間、第3条第1項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第3条第1項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は令和5年10月17日改正の附則第2項」とし、第2項の規定は、適用しない。
- 3 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)

に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は令和5年10月17日改正の附則第3項」とする。

- 4 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、満60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は令和5年10月17日改正の附則第4項」とする。

（退職手当の基本額に係る特例の適用除外）

- 5 前3項の規定は、就業規則第4条に規定する教員（附属学校教員を除く。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（特定日以後の俸給月額を受ける者に係る退職手当の基本額の特例）

- 6 国立大学法人岩手大学職員給与規則（令和5年10月17日改正）附則第2項の規定又はこれに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

- 7 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第6条及び第8条第3項の規定の適用については、第6条並びに第8条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「定年」とあるのは、「定年（就業規則第4条に規定する教員（附属学校教員を除く。）以外の者にあつては満60歳とし、同条に規定する教員（附属学校教員を除く。）にあつては満65歳とする。）」とする。

附 則

この規則は、令和7年1月30日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定は令和6年10月1日から適用する。

別表(第8条の2関係)

区分	調整月額(円)	一般職俸給表(一)	一般職俸給表(二)			教育職俸給表(一)			教育職俸給表(二)		
		級	級	適用範囲	役職加算(%)	級	適用範囲	役職加算(%)	級	適用範囲	役職加算(%)
第1号	95,400										
第2号	78,750										
第3号	70,400	10									
第4号	65,000	9				5	I種かつ役職加算20%の者	20			
第5号	59,550	8				5		20			
第6号	54,150	7				5	上記以外の者	15			
第7号	43,350	6				4		15	4		15
第8号	32,500	5	5	総括的業務を行う長	10	4	上記以外の者	10	3		10
第9号	27,100	4	5	上記以外の者	10	3		10	2	大学4卒後の経験年数30年以上の者	10
第10号	21,700	3	4		5	2		5	2	大学4卒後の経験年数12年以上の者	5
			3	在級期間が120月を超える者							
第11号	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる者									

区分	調整月額(円)	教育職俸給表(三)			医療職俸給表(二)			医療職俸給表(三)			指定職俸給表
		級	適用範囲	役職加算(%)	級	適用範囲	役職加算(%)	級	適用範囲	役職加算(%)	号俸
第1号	95,400										6以上
第2号	78,750										5以下
第3号	70,400										
第4号	65,000										
第5号	59,550										
第6号	54,150				8		15	7		15	
第7号	43,350	4		15	7 6		15 15	6		15	
第8号	32,500	3		10	5	V種(12%)以上	10	5		10	
第9号	27,100	特2		10	5	上記以外の者	10	4		10	
		2	大学4卒後の経験年数30年以上の者	10							
第10号	21,700	2	大学4卒後の経験年数12年以上の者	5	4		5	3	在級期間が360月を超える者	5	
					3		5	2		5	
					2		5				
第11号	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる者									

- 備考 1 この表中「I種」、「V種」とあるのは、職員給与規則第21条に規定する管理職手当の適用区分を示す。
2 この表中役職加算とあるのは、職員給与規則第41条に規定する役職段階別加算割合をいう。